

2 資産課税

1 相続税・贈与税

- (1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長(大綱 P. 39)
  - ・適用期限が2年(令和9年3月31日まで)延長されます。
- (2) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件の見直し(大綱 P. 39)
  - ・贈与の直前において(現行：贈与の日まで引き続き3年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこととされます。

適用期日等：令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

- (3) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件の見直し(大綱 P. 39)
  - ・贈与の直前において(現行：贈与の日まで引き続き3年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとされます。

適用期日等：令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

2 登録免許税

- (1) 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置(大綱 P. 40)
  - ・適用期限が2年(令和9年3月31日まで)延長されます。

3 固定資産税・都市計画税

- (1) 生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長等(大綱 P. 41)
  - ・中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年(令和9年3月31日まで)延長されます。
    - ①対象資産が雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定されます。
    - ②その機械・装置等に係る課税標準が、雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合は、最初の3年間価格の2分の1とされ、雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合は、最初の5年間価格の4分の1とされます。

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<p>&lt;全体のスキーム&gt;</p> <p>国 (基本方針の策定)</p> <p>協議 ↑ ↓ 同意</p> <p>市町村 (導入促進基本計画の策定)</p> <p>申請 ↑ ↓ 認定</p> <p>中小企業 (先端設備等導入計画の策定)</p>	特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
	計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
	対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
		①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
		②測定工具及び検査工具	30万円以上	
③器具備品		30万円以上		
④建物附属設備	60万円以上			
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 3年間、課税標準を1/2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。			
適用期限	2年間(令和9年3月31日(2026年度末)までに取得したもの)			

(出典：経済産業省 令和7年度(2025年度)経済産業関係税制改正について)